

健康たいとう 21

推進計画（第二次後期計画）

中間のまとめ

平成 29 年 12 月

台東区

2 救急医療・災害時医療の充実



目標

救急医療、災害時医療の充実を図ります。

現況と課題

①初期救急医療の状況

台東区では、休日における入院を必要としない急病の患者（初期救急患者）を対象として、当番医制による診療を実施しています。また、24時間365日、救急医療体制を確保している医療機関（二次救急医療機関）として、永寿総合病院と浅草病院の2つの医療機関があります。

②小児初期救急医療の状況

台東区では、平日準夜間及び休日における15歳までの小児の初期救急患者を対象に、台東区準夜間・休日こどもクリニックで診療を実施しています。

③災害時医療救護に対する取り組みの状況

震災時には家屋やブロック塀等の倒壊、火災等により多数の負傷者が発生することが想定され、迅速な医療救護活動が求められています。震災等の大規模災害が発生した場合には、地域防災計画において区災害医療コーディネーター、地区医師会を中心とした医療救護班の活動を定めているほか、関係機関でそれぞれ活動マニュアル等の整備を進めています。

また、東京都が定めている災害拠点病院※には永寿総合病院が、災害拠点連携病院※には浅草病院と区立台東病院が指定されています。その他、東京都では災害時における二次保健医療圏単位での連携を進めており、本区の属する区中央部

※災害拠点病院とは？

災害時に、主に重症者の収容・治療を行う東京都が指定する病院のこと。

※災害拠点連携病院とは？

災害時に、主に中等症者または容態の安定した重症者の収容・治療を行う東京都が指定する病院のこと。

具体的な取り組み

区の取り組み

休日の医療機関を確保することにより区民の医療不安を解消します。また、災害時における医療救護活動について、関係機関等の協力のもと体制整備を推進します。

①救急医療の充実

- ・ 休日初期救急医療を継続的に実施
- ・ 小児初期救急医療（台東区準夜間・休日こどもクリニック※）を継続的に実施

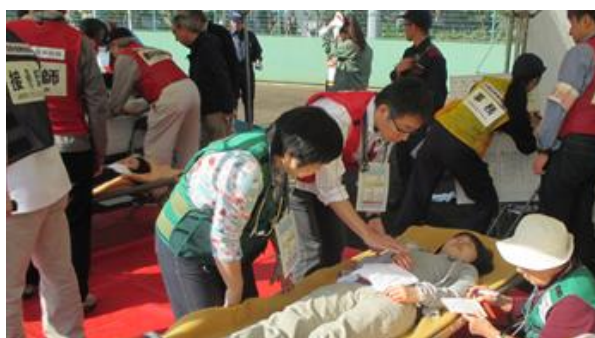
※台東区準夜間・休日こどもクリニックとは？

区では医師会や薬剤師会と協力し、平日の準夜間（受付 18:45～21:45）と休日（受付 8:45～21:45）にこどもクリニックを開設しています。急な発病で治療すれば帰宅できる病状の 15 歳以下のお子さんを対象に永寿総合病院内で診察しています。



②災害時医療の充実

- ・ 災害時における医療情報の集約・一元化、情報連絡体制の整備
- ・ 地区医師会や災害拠点病院等との連携による災害時の医療救護体制の整備
- ・ 医療救護所の設置に向けた整備
- ・ 医薬品や医療用資器材の備蓄や供給体制の構築
- ・ 医療救護訓練の実施



医療救護訓練



医療救護訓練後の反省会

区民一人ひとりの取り組み

- ・ 医療救護所の役割と設置予定場所を確認しておきましょう。
- ・ 家庭で災害用品を備蓄し、避難所、避難場所の確認をしておきましょう。